

赤松農林水産大臣へ直接要望書提出！

当組合の要望事項をまとめて細井理事長が直接要望！



発行所

大阪市水産物卸協同組合
大阪市福島区野田1-1-86
大阪市中央卸売市場内
郵便番号553-0005
電話(6469)3900

http://www.suinaka.or.jp

仕入高と前年対比

	21/04~ 22/1	(百万円)	(%)
通常取引	49,459	89.10	
常取引	13,497	88.40	
延取引	2,494	89.30	
直接集計	65,450	89.00	

民主党幹事長宛に提出 一川副幹事長へ提出

二月二十四日(水)、細井理事長と木畑副理事長は地元大阪四区選出の吉田おさむ衆議院議員(現民主党副幹事長)とともに、国会の党幹事長室並びに農林水産省、消費者庁も往訪し、四項目からなる同一内容の要望書を党と農水大臣に提出した。尚、この一連の要望については全国水産物卸組合連合会にも報告しており、この日は全国連の里口専務も帯同した。

同日一行は、東京の吉田おさむ事務所にて事前打合せを済ませた後、国会を訪れ民主党幹事長室へ。対応した農林水産省担当の一川保夫副幹事長に要望書(別掲)を提出、細井理事長より農水省への要望事項の趣旨説明を行い、党からもサポートしていただきたいと要請した。その後、農林水産省を訪れ、赤松農林水産大臣と直接面談、当組合で取りまとめた四項目からなる要望書を直接手渡しした。細井理事長から四つの要望項目について詳細に説明を行い赤松大臣に理解を求めた。これに対し、卸売市場流通に精通されている赤松大臣は、四項目の内容について十分把握されており、生鮮流通の中心は卸売市場であるという認識を示



里口専務 木畑副理事長 細井理事長 赤松大臣 吉田議員 国本秘書
赤松農林水産大臣へ要望書を提出

平成22年2月24日

農林水産大臣
赤松 広隆 様

大阪市水産物卸協同組合
理事長 細井 慎 藏

水産物流通における中央卸売市場の機能整備等に関する要望書

1. 要望先
農林水産大臣、消費者庁

2. 要望内容

1. 低温流通の機能整備対策
2. 直接取引に対する補助金の凍結
3. 量販店等による優越的地位の濫用に於ける不正な取引方法の排除
4. 廃棄食品の減少を目的とした賞味期限の取扱

※詳細別紙記載

3. 要望理由

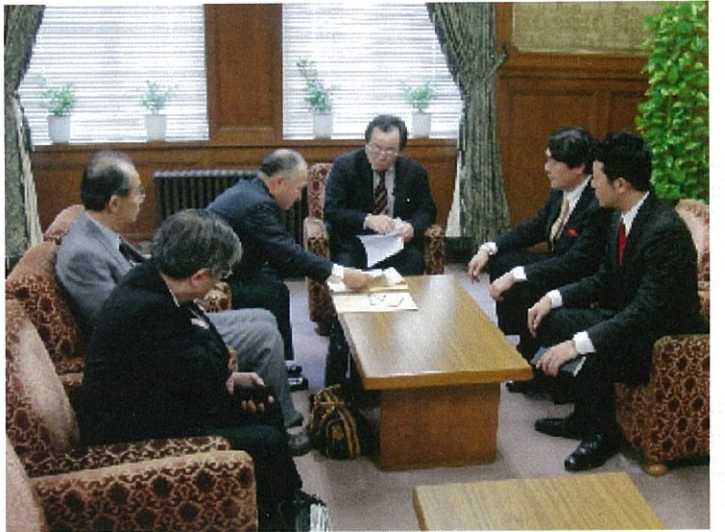
生鮮食品の安定供給に資するため設置された中央卸売市場では消費動向を把握した市場機能の整備等が急務であり、同整備によって市場の役割を発揮することが国民生活を豊かにするものと考えます。

4. 要望者(団体)

大阪市水産物卸協同組合
〒553-0005 大阪市福島区野田1-1-86
Tel:06-6469-3900

要望書(※詳細文書は省略)

チエーンの拡充について、国は食品の安全・安心というかけ声は大きいですが、予算の裏づけがない。卸売市場の業界だけで対応するにも限界があり、導入コストも転嫁できない。国としての助成を強く求めたい。③量販店等の優越的地位の乱用の横行が目につく。行政としての指導力の強化をお願いしたい。④卸売市場の仲卸の使命は、安全で安心なものを毎日流していくこと、又、最近では加工機能も求められるようになってきている。そこで少しでもコスト負担が軽減できるような補助等を検討願いたい。⑤産地とイオンの直接取引については、助成するのは受け入れがたい。中央卸売市場を通らないものに対して農水省が助成するのは、行政矛盾ではないか。中央卸売市場は産地と小売の行司役である。仲卸は、目利き、決済、加工等重要な役割を担っていることを十分に理解していただきたい。⑥完納奨励金は現行で維持していきたい、等の考え方を示した。出席した理事からも次のような意見が出された。①市場施設の店舗使用料も含め仲卸のコスト負担は大きく、経営にも大きなインパクトを与えている。行政力の指導強化で善処してほしい。⑥賞味期限についても消費者擁護の観点から作られているが、消費者視点というものが前面に出すぎている。食べられるものでも廃棄しているのが実情である。廃棄しているものを消費者と認めていただくことを認識していただきたい。行政としてそのルールづけとPRをしつかりまとめてほしい。表示についても農水と厚生で縦割りで一元化してほしい。⑦大阪本場は交通アクセスが非常に悪い。京阪電鉄の延伸を切に望みたい。



一川副幹事長へ要望書を提出

吉田議員は、仲卸の皆さんから直接本音の話をうかがうことができ大変よかったです。皆さん方のご苦勞を酌して対応したい。あまりにも広範囲(地方行政に関するもの、国政に関するもの)などな要望であり、即答はできないが、要整理を行い前向きに取り組んで参りたい、と答えた。

以上のように吉田議員を囲んで、熱のこもった話し合いが行われた。吉田議員からは、要望事項を集約し、民主党と農水大臣宛ての文書を提出してほしい旨の要望があった。

(要望書の取りまとめ)
組合としては早急に文書の取りまとめの作業に入った。当初全ての内容を要望事項として取りまとめたが、党側から四項目程度にまとめてほしいとの申し入れもあり、吉田議員と調整しながら検討を加え最終四項目の要望事項で取りまとめた。

一、低温流通の機能整備対策
場外流通では低温流通は常識であるが、市場流通においては対応が遅れている。食品の安全・安心の観点からも卸売場や仲卸売場の低温管理の整備が必要不可欠であり、その為の国の助成を要請した。

二、産地との直接取引に対する補助金の凍結
農水省が整備した水産流通の拠点である中央卸売市場の全面否定につながる。卸売市場の役割には、評価、決済、分荷機能等があり、十分な評価もいままに特定量販店と産地との直接取引に、国の助成金が使われることは言語道断である。国としての将来ビジョンも示さず、なし崩し的にピンポイントで拠出することは理解され難く、すみやかに凍結すべきである。

三、量販店等による優越的地位の濫用に於ける不正な取引方法の排除
納入業者への不当な要求をしないよう、行政指導と監視体制の強化の徹底を図るとともに、違反行為が発覚した場合、法に則した厳正な対応を要請した。

四、廃棄食品の減少を目的とした賞味期限の取扱い
この問題は業界はもとより、上部団体である近畿地区連や全国連でも度々議論されている。消費者の過度にわたる鮮度志向や、行き過ぎたマスコミ報道により、賞味期限を過ぎた食品は「食べられない」「食べない方がいい」という間違った判断が浸透しているのが現状である。消費期限・賞味期限の表示は安全という観点からは必要なものであるが、あくまでも指標であり期限を過ぎたから食べられないというものでもない。最終判断は消費者個人の五感、特に食感による判断が重要である。無駄な食品廃棄をなくすために行政として消費・賞味期限の正確な判断基準に基づく消費者へのPRを行っていくことを要請した。